サンエールかごしま相談室(鹿児島市配偶者暴力相談支援センター)からのお知らせ



あなたはひとりじゃない



~私たちはあなたの味方です~

鹿児島市配偶者暴力相談支援センターは DV被害者を支援します

支援内容

- ●配偶者等からの暴力の相談
- ●DV被害者の自立に向けた情報提供や援助、 来所相談証明書などの発行
- ●緊急時の安全を確保するための相談
- ●保護命令手続きの支援

生き方のこと、人間関係のこと…ご相談ください

- ●女性のための総合相談(面談は要予約)
- ●専門相談(要予約:心理相談、法律相談、男性相談)

相談無料 秘密厳守

サンエールかごしま相談室 **2099-813-0853**

〔受付時間〕

- ●火·木~日曜日 10:00~17:00
- ●水曜日 1

10:00~20:00

〔休館日〕

●月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)12/29~1/3

パタハラ(パタニティハラスメント)…男性の育児を理由とする嫌がらせ

近年、様々な「ハラスメント」が問題になっています。セクシュアルハラスメント(セクハラ)、パワーハラスメント(パワハラ)は性別に関係なく、被害者にも加害者にもなりえます。一方、いわゆるマタニティハラスメント(マタハラ)は、妊娠・出産を理由とする女性への嫌がらせですが、男性の育児参画が進むなか、男性が被害者となる「パタハラ」が増える恐れがあります。

事業主による育児休業等を理由とした不利益な取扱いは、法律で禁じられています。また、事業主には上司や同僚による嫌がらせが起きないように取り組む義務が課せられています。

・・・・・・・・・パタハラの例・・・・・・・・・



●パタハラの実態とその影響

日本労働組合総連合会の「パタニティハラスメントに関する調査(2014年1月)」によると、子どもがいる男性の9人に1人がパタハラを受けた経験があると答えています。

また、パタハラが起きている職場では、女性へのマタハラや介護責任を負う男女へのハラスメントも起きやすいと考えられ、結果として、あらゆる社員のワーク・ライフ・バランスの実現を妨げ、社員の離職や生産性の低下という事態を招きます。

●ハラスメントのない職場づくり

パタハラ、マタハラ、セクハラ、パワハラや介護に関するハラスメントは、いつ自分がその当事者になるかわかりません。「お互いさま」の精神でみんなで支え合うことはもちろん、誰もがワーク・ライフ・バランスをとれる業務体制の整備など、働きやすい職場づくりが大切です。

職場でハラスメントを受けたら・・・

ハラスメントは個人の問題ではなく会社(組織)の問題です。ひとりで悩まずに、会社の人事労務などの相談担当者や、労働局など外部機関に相談しましょう。 **鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239**



発行 鹿児島市 市民局市民文化部男女共同参画推進課 〒890-0054 鹿児島市荒田一丁目4-1 TEL 099-813-0852

制作 斯文堂株式会社

本冊子は、紙へのリサイクルに適した材料のみ用いて作成しています。

